

平成24年12月

中札内村議会定例会会議録

平成24年12月14日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	4番	笠松直君
5番	黒田和弘君	6番	男澤秋子君
7番	北嶋信昭君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	山田英雄君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	大和田貢一君
-----	-------	------	--------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	片山勇一郎君	書記	深田三恵君
--------	--------	----	-------

◎議事日程

- | | | |
|------|------------------|---|
| 日程第1 | 請願第6号
(委員会報告) | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率
1/2への復元 「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数
改善を求める請願 |
| 日程第2 | 請願第7号
(委員会報告) | 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子ども
の実態に応じた高校づくりの実現を求める請願
義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 |
| 日程第3 | 意見書案第5号 | 1/2への復元 「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数
改善を求める意見書 |
| 日程第4 | 意見書案第6号 | 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子ども
の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書 |
| 日程第5 | | 一般質問 |
| 日程第6 | | 委員会の閉会中の継続審査の件について |

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年12月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

◎日程第1 請願第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元 「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める請願

◎日程第2 請願第7号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願

○議長（高橋和雄君） この際、日程第1、請願第6号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元 「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める請願、日程第2、請願第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願の2件を一括して議題にいたします。

この請願は、総務常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

男澤総務常任委員長。

（男澤秋子総務常任委員長登壇）

○総務常任委員会委員長（男澤秋子君） 総務常任委員会審査報告。

平成24年12月6日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。

請願第6号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める請願。

請願第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願。

2、経過。

審査は12月6日全委員の出席を得て審議した。

3、結果。

本請願の内容・趣旨は十分理解できるものである。

4、決定。

請願第6号、請願第7号は採択とする。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

これから、2件を一括して委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第6号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第6号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第6号は、委員長の報告のとおり採択といたします。

請願第7号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第7号は、委員長の報告のとおり採択といたします。

お諮りをいたします。

男澤議員から、意見書案第5号、意見書案第6号、合わせて2件が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序の変更をしてただちに議題にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号及び意見書案第6号の2件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることは決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長(高橋和雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第3 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元
「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求
める意見書

◎追加日程第4 意見書案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地
域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める
意見書

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第3、意見書案第5号、義務教育費国庫負担制
度堅持・負担率1/2への復元 「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求
める意見書、追加日程第4、意見書案第6号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の
見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の2件を一括して
議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案第5号及び意見書案第6号の2件については、会議規則第39条第2項の
規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号及び意見書案第6号の2件については、提案理由の説明を
省略したいと思います。

意見書案2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第5号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元 「30人以下
学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第6号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実

態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 一般質問

○議長(高橋和雄君) 追加日程第5、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いいたします。

順次、質問を許します。

通告順により、6番男澤議員。

○6番(男澤秋子君) それでは、質問をさせていただきます。

保育所給食民間委託についてでございます。

新年度には新しい保育所が完成され、幼児がその施設でのびのび遊び集団生活を学ぶ姿を思い描いているところです。

また、保育時間の中で給食やおやつの時間は楽しみの一つではないかと感じております。

さて、乳幼児の給食の役割は、健全な成長に必要な栄養を確保した給食の提供は基本ですが、乳幼児の発育及び発達過程に応じて食に関して配慮が欠かせません。

幼児は味覚発達の初期段階にあり、幼児期の食べ物によって、その人の味覚の原点が形成されると言われています。

また、食を通して学ぶことも多くあります。

したがって保育所の給食提供の充実は重要なことと考えています。

今、本村では、保育所の子どもたちに健全な給食提供を基本に、より良い給食の提供を行うために、保育所給食調理場業務の民間委託を選択肢の一つとして検討されていると聞いています。

また、保護者の理解が得られるなど体制が整ったときは、保育所の移転改築を契機に、民間委託実施の計画があることから、次の点について尋ねます。

1、先進地視察調査研究の内容・成果。

2、これは11月28日に実施されたと思います。

その保護者説明会での意見。

3、すでに民間業者の選択がなされたのか。また、なされていないのか。

4、現在の一人当たりの給食経費、また、委託後の経費はどうなるのか。

5、今後の具体的なスケジュール。

以上についてお伺いいたします。

○議長(高橋和雄君) 田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 保育所給食の民間委託について、答弁させていただきますが、後ほどの佐藤議員の質問に重複する答弁もありますので、お含みおきください。

中札内保育所の給食業務の民間委託については、移転改築を契機として、提供すべき給食の在り方の一つとして検討しているところであります。

9月定例会で、知本議員の質問にお答えしたように、給食業務の「経費削減や合理化」

を目的とした民間委託ではなく、民間の持つ優れたノウハウを活用し、民間とタイアップして給食を提供する、新たな取組みと考えています。

また、保護者、総合行政推進委員会並びに議会へ十分説明を行い、理解を得た上で導入しようとするもので、平成25年度導入にこだわっているものではないことをご理解いただきたいと思います。

それでは、ご質問の5点について、答弁させていただきます。

まず、1点目の先進地視察調査研究の内容・成果についてですが、6月にえりも町中央保育所の調査を行い、保育所長と調理を受託している業者と委託状況について話を伺っております。

給食提供に際して、ISO9001を認証取得し、独自の食品衛生管理システムを策定し、給食の安全性の確保に取り組んでいました。

使用する食材についても最低限度内産とし、できるだけ地元の食材を使用するようにしているとのことでした。

心配される受託者との連携について、栄養士と保育士で構成する給食会議を開催し、現場での状況や要望を伝え、意思疎通を図っているとのことでした。

これらのことから、契約内容をしっかりと示し、そのうえで民間の持つノウハウを活用して、給食を提供することは、子どもたちにとってもメリットのある手段と報告を受けております。

2点目の保護者説明会の意見についてですが、11月28日に保育所で開催した意見交換会には、16人が参加いただきました。

当初、民間委託に対して、合理化や経費削減のために行うものと思っていた方も、サービス向上の一つの手法ということで、理解を示される方もいましたが、村の提案する委託の方法について、なかなか見えない部分もあり、もう少し詳細な説明がほしいとの意見がありました。

また、どうしても民間委託ということで、疑念がぬぐえない方もおられ、これらのことから、今後も意見交換会を継続してまいります。

3点目の委託業者選択の有無については、これまで一切の選定作業は行っておりません。

4点目の現在の一人あたりの給食経費・委託実施後の経費については、一人あたりの食材費、平成23年度決算額で、213円となっています。

委託後においても、食材費のレベルダウンは考えておりません。

人件費については、現在、調理員2名と必要に応じてパート1名（正職1名、定数外臨時職員1名、パート1名）を配置しており、人件費約1,640万円となっています。

委託後の想定では、離乳食の提供のほか、家庭を巻き込んだ食育の推進等、取組みを強化するため、栄養士を含め調理員4名程度の体制を想定しています。

なお、民間の持つノウハウを活用し、衛生管理の強化や食育事業の推進など、新たな事業を展開するため、経費負担は増加することも想定しております。

5点目の今後の具体的なスケジュールについては、今後も保護者と意見交換会を進め、その状況により方向性をまとめていきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1点目の調査研修、6月に行われたえりも町での調査研修の内容はここに書いてありますので、その中でちょっと意味がわからないので、ISO9001の認定取得。この9001の認定というのはどういう内容のものか。

それをちょっと教えていただきたいのと、それとあと、6月以降にも道外に行って研修をするというようなことが言われていたかと思えますけれども、その内容について、もしか報告する内容であればお願いしたいと思えます。

○6番（男澤秋子君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、6月に行われた調査の中でのその業者さんがいろんな資格を取得をして、そして給食業務に当たっているという中でのそのうちの一つとして、ISO9001というのを取得しているということでございます。

これは、その給食業務を行うことに関しての最初から最後までの手順をきちっと明確にいたしまして、その定めた基準に基づいてしっかり行うという給食業務のルール化をきちっとしたものが、それが民間のものでそういう国際基準がありまして、それをもって行うということでございます。

ですので、衛生管理上がこれらのことに関してしっかり行われるという、その認証を得た業者がそういうことを行っているということでございます。

それと、道外研修、2回に渡って職員を派遣してございます。

そのことに関して、給食のことというよりは、具体的には保育所業務の、子どもたちの管理する、どういう運営をしているかというそういうことについて重点的に行ったもので、給食のことに関しては、食べ方や何かについては一緒に見ておりますけれども、特にそのことについて重点的に調査してきたものではございません。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今のことはわかりました。

それでは、実は、私も参加して聞いていたのですけれども、10月17日に村づくり研修会が開催されました。

そのときに、講師として置戸町の食のアドバイザー佐々木十美さんの講演でしたが、先生は昨年3月まで置戸町の小学校で栄養教諭として学校給食づくりをしていました。

食べ物をおいしく味わうには舌の記憶がとても重要。子どもにとっては味覚を育てることは知識や視野を広げると同じぐらい大切で、給食は子どもたちの心と体を支える大事なご飯。

そして、地域の食文化を発信する重要な役割を担っている。

その信念から、子どもたちの正しい味覚を育てるために、日本人が昔から飲んでいる味噌汁をにぼしやかつおぶしなどからしっかりとダシを取り、味噌は自分たちで手づくりした3年味噌を使って提供していたことや、また、野菜のトマトやキュウリ、とうきび、かぼちゃ、ヤーコンは生産者に栽培をお願いしてつくってもらい、食を通して季節を感じてもらおう。

また、パンは手づくりをして提供していたそうです。

調味料は添加物は使われていないものや、できるだけ少ないものを使っていたことなど話されていました。

私もとても興味深く話を聞いていましたけれども、そこで職員の方もたくさんその講習には参加していたので、そのことを聞いて、それに対してどのような感想を持たれたのかなと私も少し興味がありましたので、そのことについて感じるがありましたらお願いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 佐々木十美さんの研修会、私も参加させていただきました。

主催者なのですけれども、職員というのはうちの保育所の職員の感想ということでしょうか。

それとも一般職員の。

それでは、私の受けた感想ということで述べさせていただきます。

実際、かなり衛生管理の面からいけば、逸脱した状況の中で給食提供をやっているという。それだけ熱意を込めて行っていた給食というのはよくわかっておりますし、子どもたちにとってもそちらの方がいいという感じで受けておりました。

実際問題、そういう方が私の村のところにもいらっしやって、そういう給食提供をしていただければ、子どもたちにとっては幸せなものではないだろうかとは思っておりますけれども、現実的にそういう方というか、人によりということも十分感じております。

それで、あと、食材、それから手づくりの関係、そして、無添加のものをできるだけ選ぶというようなことに対する非常にきちとした信念を持ったことに関しましては、非常に子どもも共感を持ちますし、理想的なものだなと思っております。

あと、事前にテレビ放送もやっていましたけれども、その中で見ていてやっぱり思ったのは、後継者の育成がやはり一番、せっかくいいことをやっているのがどうつながっていくのだろうかという、そういう点もちょっと心配点も私残ったところでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 本当に私も聞いていて、こういう給食が、保育所だけではなく、学校給食全体にこういうような提供ができれば素晴らしいなと思っておりますし、そのことは不可能ではないというように思っております。

中札内村は食材にも本当においしいものがたくさんありますので、そういったことで簡単に手に入れることができるという環境にあるということもありますので、ぜひそういったいい話を聞いたということで、そういうこともこれから考えていただければなというように思っております。

それでは、次に、2点目の保護者との意見交換のことについてお尋ねいたします。

これは、11月28日に開催された保護者との意見交換会だったのですけれども、この対象者として案内を出した人は何人いたのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） ご案内申し上げましたのは、中札内保育所に通っている保護者の方たちでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 定員が120名ですから。

でも、重複して子どもさんがいますので、対象者は120人ではないかと思っておりますけれども、その、何人かわかりませんが、その中での16人というのは大変少なかったのかなと思って、ちょっと、なぜ少なかったのかなという原因をちょっと追究していただければと思います。

私もこの保護者の意見交換の前にも、私なりに周りの人の意見をちょっと聞きました。

そんな中で、やはりここにも述べられているようなことも心配されてはいたけれども、具体的に申しますと、病院や福祉施設などでこの民間での食事の委託が進んでいるというようなことが聞かれているが、あまり改善されたことは聞かれないというようなことでも心配しておりましたし、民間委託になると、レトルト食品や見えないところで一括してつ

くられた料理に少し手を加えただけの給食になるのではないとか、地場産の農畜産物や加工品が使われなくなるのではないとか、企業は利益が伴わないと、初めの契約から変わる可能性があるのではないとか、衛生面では過剰な消毒は体に悪いのではないかと
いったそんなような意見が聞かれました。

そこで、やはりこのような意見を、不安な意見を持っている方が周りにもいますし、実際にこの中札内保育所に通っている人たち、保護者たちだけの説明では私は不十分ではなかったのかなと思っております。

そこで、やはりこれからも、特に子育て支援を利用している保護者や、これから保育所に入所される予定のある人など、6歳以下の子どもをお持ちの保護者などにやはり案内をして、そして説明会を開いていく必要があるのではないかというように思っておりますけれども、その点については今後はどのような考え方で進めていくのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、1点目の保護者の説明会、11月の28日に開催いたしましたときの16名という方で、ちょっと参加が少なかったという点。

この点に関してですけれども、実は、その意見交換会をする前に、保護者会の役員会がございまして、その場でまず一度説明させていただいて、できるだけ多く集まるように、役員会の方もご協力をという形のお話をさせていただきましたし、その役員会の中でもまた同じような意見を伺ったところでございます。

それで、何とか保護者の父兄の方たちに、皆さんせっかくの機会ですので集まっていただけのようにというような形で取組んだつもりではおるのですけれども、残念ながら、16名という形になってございます。

ただ、16名になりましたけれども、車座になって意見交換会という形で積極的な意見をいただいたので、非常に有意義ではなかったかなと思っております。

それと、病院や福祉施設での給食のイメージだとか、民間委託にするとそういうレトルト食品を使つての手抜きだとか、企業利益を求めてのことだというような、そういう心配。

それだとか、過剰な衛生という面にというようなそういうイメージをお持ちのことに對して、保護者や何かがある点があるのだということ。

これも実は一般的な形で、このこともまた、保護者説明会の中でそういう心配される方もいらっしゃいました。

ただ、前段で私どもの方の給食委託をするためのものは、そういうものではないという形で、ちょっとご説明、前段でさせていただいたのですけれども、ただ、どうしてもそれは今言う言葉だけの話で、実際給食を食べたわけでもないし、なかなか疑念を払えないという方も中にはおられました。

ただ、別にもう一度そういう話をよく聞いて、そういうことであるならば、いろんな業者の選定方法もあるだろうけれども、そういうのできちんと管理をやれば、いい業者を選べば、いい方法にもなるのでないだろうかなという、そういうお話もされる方もいらっしゃいましたし、いろんな意見が出ました。

ですので、そこでまとめるというような話は全然してありませんでしたので、また同じようにそういう意見が出れば、また、私どもの方の説明不足という点が多々あったと思いますので、今後もそういうお話し合いをさせていただきたいということでお話は1回終わらせていただきます。

それと、説明会に対する参加者でございます。

実は、周知するときに、上札内保育所の保護者も呼ぶ予定ではいたのですけれども、ちょっとうっかり飛んでいまして、その分抜けました。

ただ、それだけではなくて、どこかの段階で、一般の方に対しての説明会や何かが必要なかどうかというの、ちょっと検討させていただきたいなと思っております。

ただ、ある程度の形ができれば、先ほども村長のところで申しましたけれども、議会や総合行政推進委員会や何かで、そういうところできちっとお話をさせていただいて、その上で進めていきたいなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） この意見交換会のことについては、これからはしっかりと住民の方が理解できるような体制をとっていただきたいと思っています。

それで、私ちょっとこの給食に関して聞きたい部分がありますので、お伺いしたいと思います。

これから来年度からは、0歳から。要するに生後6カ月の人から受入をするということになるというように聞いておりますけれども、そういったときには、離乳食から始まるという子どもも受けれるということになりますので、この離乳食に対する対応はどのように考えているのかなということと、また、食物アレルギーを持たれている子どもさんがいると思っておりますけれども、そういった子どもたちの対応ですね。

今どういう状態で対応しているのか。

今後についてどのようにしていくのかということもちょっと私気になる部分なので、そのことについてお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 10月からの移転に伴って、すぐできるかというか、そのことについてはちょっとまだきちとなってございません。

例えば、その今できれば、6カ月からの乳児を受け入れてということも検討はしております。

それが10月の開所時になるのか、新年度の26年度になるのかということについては、今検討しているところでございます。

ただ、いずれにしても、離乳食の提供ということについては、実施する方向で今検討を進めております。

もう一つのアレルギー対策でございます。

現在、幸いなことに、今、アレルギーの子がうちの保育所にはいらっしゃいませんけれども、従前、アレルギーのある子については、除去の方で行ってございました。

ただ、それが、そのお子さんの程度にもよると思うのですけれども、保護者との話し合いの中で、どこまでのアレルギー対策が必要なのかということでお話し合いをさせていただいて、その上でどういうアレルギー対策の完全除去になるのか、その部分だけを取り除くのかという、そういうような、それか全くな別な給食になるのかとか、そういうところのお話し合いをきちっとさせていただいて、それで新たな段階のところでの給食の運営の仕方の一つとさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） では、来年度、25年度の4月からは、6カ月以上の子どもは受け入れずに、新しい保育所ができてから受け入れるという今のお考え。

もしかそれか、また26年度の当初からという、そういうような受入をしたいというよ

うなことの今の説明ですね。

そうすると、25年度の当初では、6カ月の子を受け入れないと。

そして、ある程度新築された保育所の中には、そのことも考えるけれども、その間は6カ月から、離乳食が済んでいない人は受け入れないというようなことなのですね。

わかりました。

そして、アレルギーについても、除去ということでわかりました。

このアレルギーに対しては、やはり細心の注意をしないと、間違っ食べたり、ちょっと興味があって食べてしまうと、その子どもたちが苦しみますので。

特に、そばですとかピーナッツ。そういった食物に対しては強いアレルギー反応があって、生命に危機もありますので、特に注意しなければならないと思いますので、こういったことについては、今後とも事故の管理や栄養管理を十分にやっていただきたいなというように思っております。

それで、次に3点目なのですが、業務委託については、全然一切作業は行っていないということでわかりました。

次に、4点目の給食に対する経費なのですが、ここにあります一人当たりの食材費はわかりました。一人213円かかっているということで、人件費も1,640万円ということでもありますけれども、私が知りたかったのは、この給食に対する経費ですから、人件費、光熱費、全部含めて一人当たりどれだけかかっているのかなというようなことを知りたかったので、ここにある材料費だけの一人当たりというのは213円、小学校ですとか、そういった給食の材料費と大体同じぐらいかなというような感じでしたが、前にたまたま小学校の給食の調査をしに行ったときに、小学校での給食費は、一人当たり800幾らぐらいかかっているというようなことの説明を受けたので、保育所もどれぐらいかかっているのかなということを知りたかったのですけれども、その計算がちょっとされていない、報告がなかったもので、ちょっとわかれば教えていただきたいなと思います。

これは時間がかかると思いますので、後からでもいいかと思えます。

そこで、やはり、この給食の経費を、今かかっている経費と、あと、民間委託したときにはどれだけ経費が上がるのか、下がるのか。

そういったことで、ある程度民間委託をするかしないかというようなことも検討の一つとして考えられるのではないかと思っておりますので、ここが知りたかったことなのですから。

わかればまた後ほどいただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思えますけれども。

どうでしょう。それは計算できますでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 申しわけございませんでした。

給食材料費の、これは材料費でございますので、一人当たりでいくと213円ということで、決算額でございます。

トータルでいきますと、食材費としてのものは約700万円ということになってございます。

あと、それをつくるものの方が1,640万円の人件費ということですので、光熱水費に関しましては、施設と一体となっておりますので、なかなかちょっと分離が難しいものですので、総経費といたしまして、給食をつくる人、材料費ということで出していけば、約

2, 340万円が今現在かかっているのではないかなと思っております。

それと、そのかかる給食の経費と、新たな保育所に移行してから新サービスを提供するというので、民間委託との比較、その場合に民間のノウハウを逆に言えば購入するという形になりますので、その分や何かプラスになるのではないかなと思っております。

ですので、総体的にいけば、2, 340万円が上乗せになるのではないだろうかなという、そういう判断はしてございますけれども、具体的に幾らというところの選定まではしてございませんし、もともとのスタートが経費節減というところではなくて、サービス提供をよくするためにどうやればということを考えておりますので、経費が幾ら減になるから民間委託をしたいのだという、そういう想定はしてございません。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 経費の掛け方とか経費はどうやってなるかということはわかりますけれども、やはり民間委託するということは、そういった今まで経費がこれだけ、人件費も含めて、光熱費も含めて幾らかかっているから、これ以上どうするかということ。今度はサービスもその中に、ノウハウもその中に含むから、それである程度経費というものがこれでいいのかどうか。

そして、民間委託していいのかどうかという判断になるのではないかと思いますので、やはりそこら辺も私たちが知りたい部分なので、できればそのこともしっかりと計算していただいて、では、民間委託してこれだけ高くなるけども、その分は、やはりノウハウを提供してもらおうその部分だということの理解につながるのではないかなと思っておりますので、その点をよろしく願いいたします。

それとあと、給食費に対する経費は、これは保育料に含まれているのか。それとも、国の補助金などでこの経費が賄われているのか。そこら辺がちょっと私わからないので教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 保育料の中に給食費の分については含まれてございません。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは最後に、今後のスケジュールについてなのですが、意見交換会などをして、その状況により方向を決めるということになっておりますけれども、25年度から職員が一人退職するということになるので、早急にこの給食体制をある程度獲得しなくてはいけないのではないかなと思いますので、ある程度どうするかということを決めないと、そういうような給食調理員の確保や栄養士を確保するなり、それなりのことを進めていかなければいけないと思うので、なるべく早い段階で民間委託をするか、もしくは行政がしっかりと取り組むのかということを決めないといけないと思うのですが、そういったことで、新年度早々にどうするかということはどうなるかというお考えになっているのか。

職員が不足ということに対して。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今の最後の部分以外もちょっと、課長とのやりとりを聞いていて、少し補足した方がいいかなというふうに思っている部分も含めて答弁させていただきたいのですが、佐々木十美さんの話もありましたし、少し違うのは、保育所には栄養士の配置は決められていないのです。

給食は道派遣の、小学校ですね、あるという、こういう差がある中で、いかに食育を今

回この機会に、保育のあり方もそうですし、給食のあり方もということがちょっと取り方が、やりとりで違うのかなというふうに思っておりましたし、先ほどの懇談会の中もその辺の温度差が随分あるなというのが、正直報告を受けて思って、あまりこちらが思うほど食育に関心がないという率直な意見も、意見というかまとめもありましたし、男澤議員、聞かれたところの不安というのは、言った方の不安であって、全体としてそのことがあるとすれば、今ないのかと。言い方おかしいですけど、今ないのかということもぜひ聞いてほしいなというふうに思って、ちょっとやりとりを聞いていました。

私たちは、今回いい機会なのでということは、今で満足していないという、自分でやっていて言い方もおかしいんですけど、そこからもスタートしているということもぜひくみ取ってほしいというのが、少し前提のやりとりの中で感じましたので、ちょっと言わせていただきました。

あと、最後のまとめの中で、実際の退職の話もありますけども、この状態で、先ほども執行状況もちょっと触れましたし、この中での答弁でも触れましたように、どこどこで、知本議員とのやりとりはどこかで決めないとなかなか話が進まないということで、私も思って、そのタイミングが新年度の4月、あるいは遅らせても10月ではないかというような、こんなニュアンスで話しておりましたけども、この程度のやろうとすることが理解で不安ばかりがあおられて状態では、当然、先ほど言いましたようにまだまだ時間かかるというのは、業者との接触もしていないものですから、具体的な金額も出すまで至っていない。パワーっとした形でやりたいことを提案していたということが、ちょっとこちらの手順といいましょうか、もうそれと委託というイメージがどうもぬぐえない、心配ばかりが出るということも片方であるものですから、当然、ちょっとなかなか、25年の4月なり10月は難しい問題かなというのと、今最後におっしゃられたような、では、今の現状の保育所の給食の体制はとっていかねばいけませんので、それは現状のとおりしばらくやらざるを得ないかなと、こういうふうに思っていますから、補充をして、そういういろいろやりたいことをどんどん今の段階で整理ができない段階で、先ほど言いましたように、栄養士もとる、さらに調理も充実する、離乳食のための手立てもということの選択は判断ができませんので、現状維持で形を整えていくということしか、今、考えられないかなというふうに、こんなふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 村長が今言われたように、来年度からの体制は、新保育所ができるまでは現状を維持していくということであるにしても、やはり早くこの結論を出して、それに合わせて人材を育成するなり、募集するなり、また、民間委託とのしっかりとして折衝をするなりをしていかないと間に合わなくなるのではないかと思っております。

最後に、民間委託の選択も一つかと思えますけれども、私が最初に申し上げたように、幼児期は食べ物によって、その人の味覚が形成されるという、そういう時期を預かっているわけですから、そういったことを考えると、私は民間委託ではなくて、行政がきちっとやっていくべきではないかというふうに思っております。

そこで、やはり子どもたちに匂い、調理場から漂う匂いですとか味、おいしい給食を提供する交流、保護者や地域の人たちと交流をする。信頼を確保する。離乳食ですとかアレルギー対応など、このようなことをしっかりやっていくべきが本来の保育所の給食を提供する行政としての役割ではないかと思っておりますので、しっかりとこういったことの検討をしていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、私の質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） 意見としてお聞きしておきたいと思います。

このことに対して、村の方から何かありませんか。

ということで、男澤議員の一般質問を終わりたいと思います。

15分ほど休みたいと思います。

5分から始めさせていただきます。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

一般質問を続けさせていただきます。

次に、3番知本議員。

○3番（知本正幸君） それでは、1点ほど質問させていただきます。

公園等の樹木伐採と今後の対応についてということで、今回、公園等を中心に1,880万円を予算化し、樹木の伐採、枝払い等を行いました。

予算計上時の説明では、「隣接する民家の屋根、電線に支障を及ぼす。またはその恐れがある支障木を伐採する」と述べていますが、結果として間伐して一部すっきりした部分もありますけども、全く問題ないと思われるような立木も伐採されました。

特に住民参加で植栽したコミュニティ公園周辺は、当時植栽に参加した一人として非常に残念に思っております。

樹木の伐採に際しては、それぞれ主観的な部分もあって、個々さまざまな意見があるかと思いますが、個人的にはちょっと切りすぎではなかったのかなと思っております。

しかし、切ってしまったものについては元には戻りませんので、今後の対応についての質問と、協働のまちづくりの視点で2点ほど提案したいと思います。

1、伐採にあたり地域住民に説明会を行ったと聞いていますが、その内容及び参加者の状況について。

2、伐採後の植栽計画及び伐採による重機で傷んだ公園芝の補修について。

3、伐採に対する住民からの反応について。

あと、次に、提案事項の1点目ですけども、木を切ってほしいという方は、「日陰になる」「落ち葉が民地に入ってくる」が大半の意見かと思えます。

現実に公園や街路樹の枯れ葉が大量に自分の敷地に入ってきて、多くの方が苦慮しているかと思えます。

そこで、公園や街路樹など公共用地から自分の敷地に入った落ち葉や公園等にある落ち葉を、村の指定した無料の袋、あるいは自宅にある透明なビニール袋にボランティアで入れてごみステーションに出す。

それを村が回収するようなシステムをつくり、住民と行政が一体となった取組みを進めたいかがでしょうかということと、2点目ですが、住民の手による植樹であります。

中札内の市街地にある公園や街路など、樹木が非常に少ないように思います。

今回伐採した跡地や市街地にある他の公園、公共用地などに計画的に住民参加で植樹を行うことが協働のまちづくりにつながるのかなと思っておりますので、村長の見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 公園等の樹木伐採と今後の対応についてであります。ご質問の1点目、地域住民への説明会の内容及び参加者の状況ですが、コミュニティ広場に隣接する行政区の住民に対して、区長を通じ区内回覧によりご案内し、10月9日にひばりヶ丘区とめぐみ区を対象に実施し、5名の参加があり、また、10月11日に興農区を対象に10名の参加を得て、これまでの管理状況と伐採計画について説明し、伐採後の植樹や計画的な樹木管理などについてご意見をいただき、あわせてコミュニティ広場に隣接するひばりヶ丘公園や興農区公園の樹木による、周辺住宅等への同様の影響などの相談を受けております。

2点目の、伐採後の植樹計画及び公園芝生の補修ですが、今回伐採を実施した内、コミュニティ広場については、周辺の景観、環境に十分配慮し、一部ひばりヶ丘公園隣接地周辺への植樹を計画しており、樹種は比較的低木のいたや楓や山もみじ等を考えております。

重機により傷んだ芝生は、雪解け後芝生の状況を見ながら、重機跡を整地し目土散布後種子撒きつけを行い、一部損傷の激しい部分については、張芝による補修を実施します。

3点目の、伐採に対する住民からの反応ですが、全体的な支障木伐採計画については、数件の問い合わせがあり、伐採内容をご説明しご理解を受けております。

また、コミュニティ広場の伐採に対して2名から文書によるご意見と、電話による問い合わせが数件あり、いただいた意見も参考にしながら伐採作業を実施し、事業実施後には特に意見等はいただいております。

続いて、ご提案の1点目ですが、村民が善意で行う清掃活動を支援する必要があると考えており、袋の配布、ごみの回収方法など行政区にもかわりをいただくことが必要なことから、具体策を検討のうえ、区長会議でご意見をいただき、実施に向けて努力したいと考えております。

提案の2点目ですが、これまでも公共用地への植樹には、地域住民等のご協力もいただきながら実施してきております。

次年度に予定しております、コミュニティ広場への植樹には、植樹への関わりも含め隣接する行政区等へご相談し、取り進めたいと考えております。

現在、公園等への具体的な植樹計画はありませんが、本村の持つ豊かな自然環境や農村景観を生かした緑地ゾーンの形成に向けて、これまで後手に回った管理のあり方の反省に立ち、今後は樹種の選定、植樹や育樹管理への村民の皆さまのかわりが重要であり、取り進めにあたっては、行政区や地域住民の皆さまの声をお聞きし、環境整備のあり方を具体化してまいりたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） それでは、再質問させていただきます。

1点目の地域住民への説明ですか。

めぐみ区をひばりヶ丘で5名参加ということですけど、非常に参加が少ないですね。

回覧で周知したということなのですが、あまり徹底されていなかったのかなというふうに思いますけども、そこら辺どのように考えているのか。

行政区の中でも多くの人から、この説明会あったというのが周知されていないというのか、聞いていないという方がかなりいました。

私も聞いていなかったのですけどね。

そこら辺、取組みがどうだったのかなというふうにちょっと疑問に思いますので、そこ

ら辺どのように捉えているのか。

あと、集まった中で、どのような意見が出されたのか。

そこら辺の考え方と、あと、公園に隣接する住民の人からもいろいろ印つけている中で、いろんなやりとりあったのかなと思うのですね。

そこら辺、個別の相談というかな。そんなのも説明したのかなと思うのですが、そこら辺どのように進めたのか。そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 1点目の説明会のご案内方法についてということでございます。

それぞれの行政区の区長に今回の伐採計画についてご説明して、コミュニティ広場に隣接する、かかわる行政区3行政区の方へ回覧をお願いしますということで、直接区長さのご自宅に伺ってお願いしてきております。

一部ちょっと、ひばりヶ丘とめぐみ区の方では参加者が5名ということで少なかったというのが実態でございます。

なぜ少なかったかというような、回覧方法等については、行政区長さんには確認はしていないところでございます。

興農区につきましては、回覧をいただいて、10名の参加をいただいているということでございますので、回覧、行政区の方でどのような取扱いをしてしていただいたということについてはちょっと把握はしていないところでございます。

2点目の集まった中での意見ということでございます。

一部、それぞれの樹木に印を付けている中で、その中で少し、一部残したらいいのではないかと、また、その植えている中の果樹の管理方法、果樹については、実もなるけども、その後の果樹の落ちたときの管理方法だとか、果樹の育樹の仕方を考えたらいいのではないかと、そういうような意見もいただいているところでございます。

また、そのほか、3点目の印を付けた中で、個別のご相談ということでございますけれども、実際に電話をいただいたりした方の隣接する住宅の方などのお家に実際に伺って、実際に現地を確認していただいて、その中で、うちで切ろうとしている木と併せて切ろうとしていない木も含めて、こちらの木を切ってくれとか、こちらの木を残してくれとかという意見もいただいて、実際に変更して実施してきておるところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） わかりました。

行政区内部の問題というかな、直接区長さんのところに行って頼んできたということなので、そこら辺についてはやむを得ないのかなと思ってはいますけれども、回覧回るかどうかは行政区内部の問題なので、村としてどうこうということではないと思いますので、そこら辺については了解いたしました。

行政区の説明会とか、個別にもそういうお話をしたと思いますけれども、前段述べたように、樹木の問題については、切ってほしいという方も、日陰になるので切ってほしいとか落葉の問題とか、そういう意見もあるし、夏は涼しいし、小鳥やリスなんかも来るので残してほしいとか、いろんな意見が多分出たと思うのですね。

そこら辺、どっちかの意見を聞けばどっちか不満でしょうし、そこら辺、大変苦慮しながら、村としてもやってきたのかなと思ってはおりますけれども、そこら辺どのように調整していったのかなというのは、ちょっと、できればお聞きしたいなと思います。

ということは、後ほど、苦情、出ていなかったということなのですが、ほんとうにそこら辺でみんな納得しているのかなという気がちょっとしますもので、そこら辺の調整どうやってしていったのかなというふうに思いますので、答弁していただければというふうに思います。

あと、もう1点ですが、補正予算の審議のとき、私も述べさせてもらったのですが、できれば専門家、樹木医というのですか、そういう人たちの意見を聞いて、慎重に切ってほしいというそんなお話もさせてもらったのですが、実態としてはそこら辺どうだったのでしょうか。

そこら辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） いろいろな意見、切ってくれだとかというような、どのように調整したかということでございます。

当初、うちの方で、先ほども述べた通り、印を付けてご説明会のときには印付けた木を伐採していくというような説明会をした中で、そのような、もう少し見直したらいいのではないかなというような意見もいただいた中で、再度、見直した中で、残せるものは残しながら、全体的な調整を図って実施しているということでございます。

また、専門的な方の意見ということでございますけれども、実際に樹木医等の意見は伺っておりませんが、今回、伐採に当たって、木を伐採している専属に起用している、請け負っているところが森林組合なのですが、その専門というか、そういう方と一緒に現地を回らせていただいて、当初、うちで付けた分も一緒に再度回っていただいて、この木はまだ持つよだとか、もうこの木は傷んでいるよだとかというような意見もいただいて実施したところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 樹木医という資格ある人、そういう意見を聞く場合、予算も必要になってくるのかもしれませんが。

そういう面ではちょっと急だったので、今回取組みできなかったのかもしれませんが、これから木を切ったり管理していく上で、やはりそういう人たちの意見をきちっと聞いて、残すものは残していくというそんな基本的な姿勢をやはり村としても持ってほしいなということで、これは意見でございます。

1点目はわかりました。

2点目ですが、植栽計画ですね。

これはちょっと後でまた後ほど触れますけれども、中札内の市街地、公園もそうですし、街路樹もほとんどないというか、花はたくさんあるのですが、木が少ないですね。

そういう意味では、今回切ったぐらいの木ぐらいはぜひ植えてほしいなというふうに私は個人的には思っております。

ここら辺についても、地域の人と十分今後相談しながら、できるだけ木を植えていくという、そんな姿勢を持って私は進めてほしいなというふうに思っております。

あと、重機で傷んだ芝、それは当然補修というのかな、していかなければならないでしょうけれども、本来、積雪期というのかな、今の時期にやれば芝傷まなかったのではないかなと、そんな気がしていますけれども、予算的なものなのか何なのか、そこら辺、時期的にどうだったのかなというそんな気がしますので、そこら辺検討していたのかどうなのか。

工期ですね。まだ工期あるのかな。そこら辺、今後のスケジュールどうなっているのか、

ちょっと教えてほしいのですが。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 市街地に木が少ないということで伺っていますけども、この件については最後の中で、また計画的な、全体的な計画を見ていくということで答弁させていただいているところでございます。

今回伐採した部分については、ここにある通り、次年度の計画を持って進めたいというふうに思っております。

傷んだ芝生について、伐採時期が適切であったかということです。

当初、雪が降ったら等も考えておりました。芝生のことも考えながら。

ただ、業者等の重機の絡み等々もあって、この時期になったということでございます。

また、伐採期間については、1月いっぱいということで持っておりますけども、契約期間の中で、請負業者と相談しながらその重機のやりくり等を見ながら、このような形で実施しているということでございます。

現在、進捗状況については、もうほとんど済んでいるということです。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 工期は1月いっぱいということで、来年1月までか。

当初、伐採する予定で赤いペンキでいろいろ印しましたよね。

その後、いろんな周辺の人からいろんな意見を聞いているうちに、多く残すようになりました。

結果的に丸とかバツの赤ペンキで印、まだ付いているのですけども、ここら辺、私はたくさん残してくれたので大変ありがたいと思っているし、評価はしているのですけども、ただ、シラカバの木が多く、結果的に残したものですから、赤で丸とかバツ、すごい目立つのですね。

あれも何とかしなければちょっといかがなものかなと思っているのですけども、そこら辺どのように考えているのかな。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 当初は伐採を計画している木にはペンキで印を付けさせていただいて、その後、残す木にはテープを巻き付けてわかるように印を付けてきている。

このテープについては全て回収しております。

今、確かに言われるとおおり、残したシラカバに付いているペンキ跡でございますけども、来春、一部実際に行ってペンキをこすってみました。

そしたらペンキがシラカバの幹、つるつるして弱いものですから、こすれば一部色が落ちるものですから、来春にはそのような処理をして、目立たないような処理を施したいというふうに今考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） わかりました。

できるだけ早く、あれ消した方が、景観上もいいかなというふうに思っております。

3点目の住民からの意見はなかったのかということですが、この答弁書では特にないということですが、切ってしまった後は仕方がないというふうに見ているのかなと僕は見ているのですけども、先ほど述べたように、木を切るというのは主観的な部分もかなり左右されるのかなと思っていますけども、ただ、僕の耳に入ってくるのは、特にひばりヶ丘の公園周辺。あそこがかなり思い切って切りましたよね。

日陰になるとか落葉になるとかいろんな意見もあったのかなと思いますけども、想像以上にちょっと切り過ぎかなというふうに僕は思っていますし、僕の周りの人の多くの人もそのような意見を言っている人がおります。

それも切ってしまったら仕方がないのでしょうかけども、できるだけあそこら辺についても、行政区の人と地域の人と相談しながら、どのような補植にするか、十分協議をして進めていってほしいなというふうに思っております。

それはとりあえず意見ということですよ。

今回提案した2件について、前向きな意見をいただきました。

今回伐採するにあたって切してほしいという人は、ほとんどの人はやっぱり木の葉っぱが自分の庭に入ってきて、本当に大変だと思います。

僕のところも隣接しているものですから、大量な葉っぱが入ってくるのですね。出すにもお金もかかるし、困ったなということなのですけども。

そういう面では、ぜひ、地域の人の協力を仰ぎながらやってほしいと思います。

生きがい事業団の人もたまに来て集めていくのですけども、全然追いつくものではないと思います。

できるだけ取組みを進めてほしいと思います。

たまたまこういう提案させてもらったのは、函館市で、テレビでサッとしか見なかったのですけども、同様の取組みを進めていて、市の指定したビニール袋、これを市に置いておいて、必要な人は取りに行き、集めたやつはその木の下に置いておくと。

そして定期的に市の職員が回ってきて、それを持っていくと。そんな程度だったのですよね。

私もイメージもそんなようなイメージなので、たいした大それたことではない、やる気になれば簡単にできるのかなという、そんな意味で今回質問させていただきました。

何もゴミステーションに出さなくても、指定した場所に置いておけばいいのかなというふうに思っていますので、ぜひ、来年度からでも進めてほしいなというふうに思っております。

あと、2点目ですね。

業者の方に、業者に発注して植栽するのが一番手っとり早いし簡単でしょうけども、やはり自分たちの手を植えたというのは、やっぱりその公園にも愛着出てきますし、特にこれからの子どもたち、ぜひそういう植栽の体験をしてもらって、公園に愛着を持っていただくという意味でも、やはり村として仕組んでいくという、そんなことも必要なのかなというふうに思っていますので、これについてもぜひ前向きに、積極的に取組んでほしいなと思っています。

意見ばかりですけども、以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 樹木医の話、あるいは、木全体足りないという話、最後のところも少し絡むのですが、全体通して、ご意見いただいた分で、現段階でコメントできる分答弁させていただきたいと思いますが、樹木医については、どの程度高度な木の残し方と一般通常のあるかなということ、ちょっと寄り分けが必要なのかなというふうに思っています。

今回も中身聞きますと、病気が発生していて、見た目よりもそれが移っていくということ、切ったものもあると報告も受けているものから、今後、やっぱりそういう区分が

必要なのかなということでご意見聞いていましたので、ちょっと勉強させてもらいたいなというのと、あと、何回か触れられましたけど、切る量が多いか少ないかというのは非常に主観的なところありまして、そういう意味では、大事にされる方からすれば何だという、こういうような感じも受けられている分が間違いなくあるなということも肌では少し感じながら聞いておりました。

ただ、ちょっと反省というのを最後の言葉使わせていただいたのですけども、公園をつくる、木を植える、取組みとしてつくるときはそれなりにかかわっていただいたり、植樹ということをどんどんやって、一定の時期、市街地形成も一気にされたということで、私が特に懇談会やいろいろな角度の意見受けたときには、その邪魔になるものだけの対象を毎年、枝かかって折れて、ちょっと屋根に乗るよというものの枝払いだとか、そういうことを中心に、そこだけの対処をずっと何年かしてきていて、そういった一気に植えたものがこの時期に、木ですから寿命あるものもあるのですけど。特にシラカバや何かはもう寿命に近付いているだとか、倒れることで屋根だとか車だとか、いろんな駐車場含めて危険があったものですから、この際一気にということでもやり始めたこともちょっと理解いただきたいなというふうになんかちょっと付け加えたいと思います。

それと、そういった、戻りますけど、その場面場面で工事がされて、公園も造られた、植樹もされたということが過去の経過だったと思います。

触れましたように、全体を見て、知本議員言われるように、うち少ないとか多いとか、この部分に寄っていると、こういう検討して実はしたことがないものですから。

今、一部、切らせていただいたところで間違いなくそれは、さらに植樹をして入れ替える必要があるところについては一部今やるということでも答弁させていただきましたけど、全体は少し時間を持ってやらなければいけないなということでもこういう答弁をさせていただきました。

もうちょっと具体化するには時間をいただきたいというふうに思います。

それと、さっきの葉っぱの処理ですね。

この中の意見では、あまり言いませんでしたけど、全部切れまで、その葉っぱの処理に困っていて、極論なのですけど、課長には言いませんでしたけども、私の方の報告挙がっているのは、いわゆる全部入ってくると。まだまだ切れという意見も中には当然ありました。

という方は、冗談半分で、多分そう口に出さないで、いつも道路も含めて自分のところに入ってくるものばかりでなくて、公園なのか街路樹なのか隣なのか、それはちょっとわかりませんが、本当にボランティアで、場合によっては自費を出しながらやっていたいる方の層が相当あるのだなということが今回のこのことでもいろいろ意見、切ることの意見もありましたけど、そういうことも感じましたので、今までも公園で一斉に行政区がやったものについては、住民課の方に連絡をもらって回収、まとめていただいて業者に回収させるということをやっているものですから。

個人はその自分の都合で、その日だとか、特に来た日に掃いていただいて、こうやっていただいているのだろうなということを推測して、これも1個出てまたそれが飛んでいったとか何とかというこういうこともいろいろ想定されるものですから、先ほど言いましたように、区長さんにある程度やり方をまとめて、区の方にその袋を、行政区でやるものと一緒に、個人もそうやってやってくれる方は一緒にしておいて、ある程度、例えば固まったら連絡いただいて回収の日にとやるとか、そういうことをちょっと具体的にやる方向

で検討すべきだという判断をしていましたので、さっきの回答になりましたので、大体葉っぱは今雪の下になりましたので、春に向かって、区長会議で協力いただける行政区については、そんな方法を検討したいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今回の伐採に当たって、僕もいろんな人と話しました。

やっぱり木の葉なのですね。

全部切っ飛ばすという人も何人かいました。

ただ、やはり葉っぱの処理が一番困っているのですね。

本来は残してほしいのだけでも、葉っぱがどうしてもという方が大半だと思います。

そういう意味では、ぜひ、村長、前向きな答弁いただきましたけども、あまり手続き面倒臭くない形でやれるようにやってほしいと思いますし、そういう事業は定着すれば、あまり切っ飛ばすという人もだんだん少なくなってくると思うのですよね。

そういう意味ではぜひ、取組みを進めてほしいと思います。

あと、村長もちらっと述べていました。

中札内の公園、全体的な個々の公園についてはそれぞれ目的があってあるのですが、では、どうなのかといたら、みんな似たような公園なのですね。

多目的の広場あってという。それぞれ特徴ある公園に今後していく必要があるのかなというふうに思っていますので、街全体的にその木の植栽のあり方というのを総合的にやっぱり検討していく必要があるのかなというふうに思っていますので。

一応意見として述べさせていただきました。

○議長（高橋和雄君） 意見ということで受け止めておきたいと思います。

これで知本議員の質問を終わりたいと思います。

次に、2番佐藤議員の一般質問を行いたいと思います。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、保育所給食業務の民間委託について、質問させていただきます。

今定例会での村政執行状況報告の中で、中札内保育所の移転改築を契機として、給食業務の民間委託を検討テーマの一つとしているとの報告がありました。

民間企業は利益を追求する組織である以上、利益を生むためには、さまざまな方法で効率化や経費削減を行うことが想定されます。

そのような中で果たして、報告でも述べられている「安心安全な給食の提供」「食育の推進」が、本当に図られるのか疑問が残ります。

そこで、以下の点について、村としての基本的な考えを伺います。

1、11月28日に実施された保護者との意見交換会の内容。

2、民間委託に対する保育所職員の意見。

3、現在の給食業務に携わっている職員数と雇用形態、人件費、給食業務全般の経費。

民間委託の際に想定している職員数と雇用形態、給食業務全般の経費。

4、民間委託によるメリット、デメリット。

5、食中毒などの事件・事故があった際の責任の所在。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 保育所給食業務の民間委託について、先ほどの男澤議員への答弁の中で、民間委託に対する考え方と、1番目と3番目の質問について、重複した内容となりますので、省略させていただきますが、再質問があれば、お願いいたします。

それでは、2点目の民間委託に対する保育所職員の意見についてですが、給食サービスの向上・食育の推進を図るためには、民間委託の活用を必要とする意見もありましたが、具体的な内容が見えないので、判断が難しいとの意見もありました。

4点目の委託するメリットとデメリットについては、一般的にメリットとしては、厳正な安全管理と幅広い知識の中での多様な献立の提供と、運営の効率化が期待できます。

デメリットについては、保育所と受託者との連携が希薄になること、調理委託に対する保護者の不安などが考えられます。

5点目の食中毒等での責任の所在については、直接的責任は受託者となりますが、道義的責任として村も当然責任を負うことになると考えています。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、再質問させていただきます。

前段、男澤議員とのやりとりの中で、私がした質問との重複も多々ありました。

ですけれども、若干私の方で聞きもらしていた関係上、同じような質問を再度するかもしれないけれども、まずお許しいただきたいと思います。

それで、男澤議員との今のやりとりを聞いていましたら、こちら側としては、民間委託が決まった前提で質問をしていて、村としてはまだ民間委託も選択肢の一つそして考えているという中で、若干の温度差があるようにも感じました。

ですけれども、民間委託ということが事実公に今なっていますので、その点について今から質問していきたいと思っておりますけれども、私自身は、個人的には民間委託には反対です。

その立場でなのですけれども、民間委託というのを前提にして再質問していきたいと思うのですけれども、まず、業務を請け負う要件として、厚労省が定めているのが二つほどあるらしいのですけれども、一つは、労務管理上の独立ということと、事業経営上の独立。この二つを満たしていなくては請負として認められないということなのですよ。

まず、その労務管理上の独立というのは、書いてあることをそのまま言いますと、業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うこと。この自らというのは、委託先であるのですけれども、自ら行うという点では、業務一切を委託するというのであればパスするのかなと、こちら側としては考えているのですけれども、その点について答弁をお願いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今回の委託というものに関しまして、調理部門の委託という形になります。

ですので、その業務全般をお願いするという形になりますので、委託という形になると思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） というのも、要するに、調理に対する業務に指示をする人。それもやっぱり請負先が用意しなくてはいけないのですよね。

ちょっと学校給食の問題を例に挙げますと、民間委託をする中で、全国的に見て、幾つかの自治体民間委託されている学校給食に関しては民間委託されているのですけれども、そんな中で、学校給食の衛生管理基準では、栄養士に関しては自治体の職員として雇って、栄養士の指示のもと、調理員は調理業務を行わなくてはいけないということになっている

のです。

だから、学校給食で言いますと、栄養士が委託先の社員である調理員に指示することになるのですが、厳密に言うと、いわゆる偽装請負というふうになっているのですが、ほかの自治体職員、会社として、ほかの会社の職員がほかの請負先の社員に対して指示はできないのですよ。

あくまでも請負先の会社の社長なり管理者が社員に対して指示を与えなくてはならないと。

そういう点では、学校給食法では、栄養士を配置しなくてはならないから栄養士を配置するのですが、法律的に見ると、栄養士が調理業務を委託していた場合は、調理員に対して指示ができない法律上、そうなっているのです。

でも、それを黙認しているような形でやられていって、いわゆる偽装請負ということで全国的に問題になっていることが学校給食の現場では起こっています。

そんな中で、先ほどの男澤議員とのやりとりの中で、保育所に関しては栄養士配置は決められていないと。

そういう点でいっても、今言ったような問題は起こらないのかなとは思っています。

それでさらに質問なのですが、今現在、事実として栄養士は配置されて、給食業務は行われていると思うのですが、民間委託するにあたって、その委託先に対して栄養士の配置は引き続き求めていくのか。

その辺について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、前段の、例えば、うちの職員が調理部門の中において、そして民間委託の方たちがいて、そしてその調理をするときに、うちの職員の調理の委託の指示に基づいて給食業務が行われるというその同一のところの中でやるというのは、これは違法的な形になります。

ですので、契約に基づいて、民間業者がその調理場の中できちっとやると。

それはたまたま学校給食では、栄養士の方が指示している方が多いですので、栄養士の指示のもとに一括的に行っていくというのが正しいやり方だということは私も認識してございます。

それで、栄養士の配置についてのことですが、今、民間委託を想定した場合のことにつきましては、当然栄養士の配置は契約の中に入れていけるなと思っております。

今現在、保育所自体に栄養士自体は配置はしてございませんけれども、給食を提供する段階でのカロリー計算や何かについて、保健センターにいる栄養士と連携をとって、そのカロリーの計算は毎月チェックは行っている。そういうシステムでございます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 私も勉強不足の点がありまして、今現在、すでに栄養士は配置されていないというのは知らなかったもので、申しわけないと思います。

その上で、さらに民間委託となった場合は、栄養士を配置するという点では、その点で言えば若干の改善となるのかなとも思います。

さらに、今の職員ですよね。給食業務に携わっている職員は、今後どうなるのかと。

あと、民間委託した場合に、引き続きの採用というのは考えているのか。

その辺についてもお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 職員の身分、いろいろありますけれども、当然その身分を害するようなことをするつもりは全くございませんので、それはまだどうするか決めておりませんけれども、必要になれば、しっかりとした対応をしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） やはり、今、給食業務に携わっている職員の皆さんは、臨時であったりパートであったり、ちょっと雇用形態はさまざまですけども、やはり村の子どもたちのために、本当に安心安全の給食を提供するために、この間、奮闘して努力してこられた方々ばかりだと思いますので、やはりその人たちに対して、今後、この話がどうなるかわかりませんが、やっぱりきちっとした対応、今していくというふうな答弁もいただきましたので、やっぱりその辺はきちっと留意して進めていっていただきたいと思います。

先ほど申しました請負の要件のもう一つの方なのですが、もう一つの要件として、事業経営上の独立ですよね。

これもちょっと前段、そのままの文章読みますけども、事業経営上の独立として、まず一つ目に、機械設備もしくは機材または材料もしくは資材は自己の責任で準備すること。

二つ目として、自ら行う企画または自己の有する専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理するとなっているのですよね。

給食業務に照らし合わせると、電気、ガス、冷蔵庫だとかいろいろなそういう設備を委託先ですよね。それが準備する。

それができなければ、その別な方法というわけではないですけども、それを機材を準備するか、調理の技術を持った人ですよね。

その人員を確保する。どちらかをしてこの事業経営上の独立を図らなくてはいけないということなのですが、その辺に関しては、恐らく、設備に関しては、もちろん村の、その保育所の設備を使うことになると思いますので、そうなった場合、この二つ目の要件となる専門的な技術を要する人を配置しなくてはいけないという点では、委託先として想定される場所に、そういう専門的な社員を配置する。もちろんきちんと求めていくと思うのですが、その辺について、見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 給食業務をできる、そういう業者さんと契約する形ですので、当然スタッフや何か揃っていると。そういうところとの契約となりますので、そういう点の心配はまずないのではないかなと思っておりますし、当然、専門的な方たちのスタッフが配置されるものと思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 今述べました通り、この二つの要件がやっぱりきちっと整わないと、請負としての契約が成り立たないということです。法律的に成り立たないということなので、そちらは十分、委託するのであれば、十分配慮して進めていくという趣旨の答弁だったと思います。

それであると、委託業務を全て委託した場合、献立や調理方法というものも全てが業者がやっていくことになると思うのですが、そんな中で、前段男澤議員の答弁の中でも、その点については委託先と村と十分いろんな協議を進めて、きちっと献立や調理方法に対しても意見を言っていくと。

その旨の答弁を先ほどしていたと思うのですが、それについて、再度確認をしたい

と思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 委託契約を結ぶ場合の一番の心配点が、その受託者と利用者との意思の疎通という形になります。

ですので、先ほどもえりも町の状況のところでもお話させていただきましたけれども、その辺のところにつきましては、保育士とそれから栄養士等の中で、給食懇談会というのを常に持っていただきまして、会議を開いていただいて、その中で、今日の給食の状況はどうだった。味はどうだったという、そういう細かな点から話し合っ、こういう具合に改善したらいいという、そういう意思疎通は積極的に行われておりますので、そういう点でいけば、そういう意思の疎通がなくなるというような、そんな感じはなくなっていくのではないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） その給食を提供するに当たっては、献立やレシピを決めること、カロリー計算をしたりということがあると思うのですが、やっぱりそれだけではないと思うのですよね。

やっぱり、対象となるのは6歳未満の子どもということである以上は、やはり、そのほかのことに比べても、そのほかの対象者に比べても十分な配慮が必要となってくると思いますので、野菜の切り方にしても、保存方法にしても、あとはやっぱり給食を提供する時間に合わせて、生ものや何かは解凍していかなくてはいけないと思いますので、そういった細かな点というのは本当に委託先に対してきちっと意見を言って、妥協しないで協議していく必要があると思いますので、その辺はきちっと留意していただきたいなと思います。

それで、あと、デメリットとして保育所と受託者との連携が希薄になるという答弁をいただいたのですが、委託した場合、結果として業務のほとんどを任せることになると思うのですが、任せるからこそ逆に連携を強化して、指導、指示する必要が出てくると思うのですよね。

ですから、連携が希薄になって、本当にいけないと思うのですが、現段階で希薄になると答弁されていますけれども、その希薄にならないために、何か方策は考えているのかお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 希薄になるというのは、一般的な民間委託をした場合の想定の話で、私どもはそういうところの問題がないような契約をしたいと考えてございますので、実際の契約に際しましては、恐らく相当細かい仕様を提示して、そして、契約になるのであって、それでどこまでが行政の責任で、どこまでが受託者の責任でというそういうものをきちっと明確にして、そのものが常にやりとりきちっと準備できてるかという、そういう確認を常にしあうて行うような業務になっていくのではないかなと想定してございます。

そういう形で、その辺の手の抜かないような、丸投げというようなそういうイメージは一切持ってございません。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 今の答弁いただいた通り、仮の話ですが、民間委託の場合は進める必要があると思います。

そういう協議内容も、保護者や関係者、給食、保育所関係者に綿密に知らせていく必要

があると思うのですが、そういう協議を今後進めるのであれば、そういう説明会を随時開いていく考えはあるのか、お伺いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 11月に開催されました意見交換会の中でも、このものは継続していくという形でお話させていただいておりますので、今後とも継続して実施していく予定でございます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） わかりました。

それで、あと何点かお伺いしたいと思いますが、全体の経費は、もしかしたら上がる、委託した場合上がることも想定されるとの答弁だったのですが、一般的な話ですが、民間企業が別会社なんか業務を委託する場合というのは、そこで雇われている人たちの給料、人件費というのは、物品扱いにして委託したりしているのですが、物品扱いにした場合は、自ずと消費税が課税されることになるのですよね。

今回、民間委託する場合も、そのような同じような条件になるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） そういうところの中身まで全て検討、まだしてございませんので、ちょっと答弁しかねます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 民間委託した場合はそういうふうに、人件費に消費税がかかるという点では、委託した場合、今まで支払う、支出する必要のなかった名目の支出が村として増えることになると思うのですよ。

それで、経費自体も上がることも想定されるという点では、その上がった分に消費税がどれぐらいになるかわかりませんが、消費税の割合も少なからず占めると。

今後、法案通ってまだ施行はされていませんけれども、今後何年か先には消費税が8%、10%に上がることも想定されています。

そんな中では、自ずから支出もそれに伴って増えるという点では、先ほど、経費に関しては、全くとは言っていないけれども、そういうふうには、経費が浮くから浮かないからするのではない、民間のノウハウに期待して民間委託の話を協議しているところだという話だったのですが、そういうふうに支出の必要のないお金も出てくると。そういう問題も民間委託にはあるかなと、私自身感じています。

それで、今の調理業務そのものに不備があるから民間委託しようと考えているのか。その辺についてお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 経費のことにつきましては、私ども、先ほど申しましたように、経費を削減するために民間委託とかというそういうものではございませんし、調理におきましても、今現在の調理に不備があるからというわけではなくて、今以上の給食サービスを行うためには、民間委託というのが一つの手法でないだろうかという、そういう判断で今進めているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 民間のノウハウに期待して委託するという考えだと思うのですが、ノウハウを民間委託するのではなくて、ノウハウだけを学んで、今の現状の村で、

直轄でやっている。そこに生かしていくような。そのような考えではないのかお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 直営でそうやって学んでいくという方法も一つございます。

ただ、それには時間がかかるということもございます。

時間的なことを考えれば、今持っている方たちにそのまま来てやっていただくと。そういうことでの民間委託の手法もあると。その二つの選択。

いずれにせよ、今現在以上のことのグレードを上げるためにはどうしたらいいかというところの問題点から端を発してございますので、その辺はご含みおきいただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） やはり今の現状でも十分に子どもたちに対して安心・安全の給食が提供するのであれば、民間委託する必要もありませんし、ノウハウだけをいろんな講演会であったりそういう企業の人たちを呼んで、いろんなやり方、事業の進め方を学ぶことができるのであれば、本当に民間委託する必要はないと思えますので、その辺も踏まえて、今後どうなるかわかりませんが、協議を進めていっていただきたいと思えます。

建物自体は本当に3億円をかけてつくる、本当に立派な新しい保育所です。

十勝管内でみても本当にできたらトップクラスの保育所になるのではないかなと、この間、議会なんかでも説明受けましたけども、そういうような思いで私もいます。

だからこそ、やっぱり給食も引き続き、村の方で担っていただいて、就学前、6歳児未満というのは本当にそこで得る経験、食に対する経験であったり、知識、味覚というのは本当に一生のものとなると思えますので、そういう点も踏まえて、ぜひ、民間委託には慎重になって、あと、保護者、職員の中にも少なからず慎重論も出ているということなので、その点も踏まえて、かといって早急に決めなくてはいけない案件でもあると思えますので、その辺も含めて今後は協議を進めていっていただきたいなと思えます。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきますが、村の方として何か考えがありましたら。

ということで、ご意見としてお聞きしておきたいなと思えます。

これで佐藤議員の一般質問を終わりたいと思えます。

この後は午後から開催をしたいと思いますので、暫時休憩をさせていただきます。

1時から再開をさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） それでは、午前中に引き続き会議を開きたいと思えます。

一般質問を続けさせていただきます。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、通告してあります2点につきまして、質問をさせていただきますというふうに思えます。

まず、1点目の住所表示の改正についてであります。

複雑な字名・地番を改正するため、昭和61年2月1日から全村的に字名・地番改正事業を行い、現在の新しい住所表示となっておりますが、その後26年余り経過して、新たにひばりヶ丘区内のしらかば団地、そして、ときわ野団地等の新団地が造成されましたが、その住所は以前の表示のままとなっており、現状に即したわかり易い表示にする必要があります。

そこで、他の市街地の住所表示と同様に、何条何丁目何番地といった新住所表示に改正すべきであると思いますが、村長の見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 住所表示の改正についてであります。昭和61年の字名地番改正以降に宅地造成した、興農区の一部、ひばりヶ丘区内の分譲地しらかば団地、ときわ野区の全部が、条・丁目ではない住所になっています。

これまで該当する行政区や住民からご意見や要望は寄せられておらず、検討の経緯はありません。

今後、該当する住民のご意見を聴きながら、改正するために必要な手続き等を調査したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） まず、現状の把握というか、認識というのですか。最初に行いたいというふうに思いますが、最初質問した通り、ひばりヶ丘区内のしらかば団地とときわ野団地等ということで、私も質問させていただきましたが、私なりに一応調べさせていただきましたら、その二つの団地以外に、しらかば団地の西側になるのですが、東2条北4丁目の西側になります。

ここに16戸程度の団地があるわけですが、そこについても何条何丁目と付いていなくて、いわゆる中札内村中札内西1線何百何十番地と、こういう隣接しているのですが、そういうような状況になっております。

さらに、ひばりヶ丘区内のしらかば団地ということでは、ご存じのとおり、中札内基線250番地の幾らという格好で、電話帳には、便宜的というのですか、東4条北3丁目ということで、電話帳には、見てみると、便宜上載っているというか、そんなことが付いておりました。

さらに、ときわ野団地においては、今回、公営住宅や何かも建っていますが、ここについては、中札内村常盤西1線何百何十番地という形になっているというふうに思います。

それで、先日の補正予算のときも話がありましたように、そのときわ野団地の東側には、新分譲団地ということで、新たにまた、再来年ですか、来年造成して、再来年から販売というようなこともお聞きをしたのですが、かれこれ全体の状況を見ますと、約村全体の戸数の1割弱というのですか。そういうものが26年経過する中で、今の表示の前の表示というのですか。何条何丁目になっていないという、そんなことかなというふうに思っております。

それで、答弁書を見ますと、行政区とか住民から要望は寄せられていないということですし、検討の経緯はありませんということなのですが、何人かからは、こういう状況なのだけどうなのだという話は聞いております。

それで、答弁書の中で、今後、住民の意見を聞きながら、改正するために必要な手続きを調査をしたいと、こういう前向きな答弁があったわけですが、私の解釈としては、実施

する考え方で進めるということで理解していいのか。

そこら辺をちょっと、基本的な考え方、伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 私も詳しく覚えていませんけど、61年に全村やり直したときには相当人件費もかけていたでしょうし、調査のためのそういったお金、全体でどれぐらいかもちょっと覚えていませんけども、大変な作業だったと思いますし、当然、住所を変えるということは、国・道への手続き、告示、そういった諸々の機関も含めてあったのだらうという記憶で、ちょうど質問いただいてからそういうことを調べる時間がなかったものですから、非常に簡単な答弁にさせていただいて申しわけないなというのはちょっとあるのですけども、いずれにしても、今も住所がないわけではなくて、どういうことが不都合なのかということと、今言ったような手続きをかけて、今度、変えることでその人たちにも負担が、例えば、免許証そうでしょうし、住宅の登記、あるいは、戸籍全部影響あるものですから、その辺を十分参酌して、ゴーサイン出す場合には、そういうことのご意見をいただいて判断したいという、こういう含みでございますので。

どういうことが出てくるのかを調査したいという、こういうお金のこともありますし、こういうことがあれですし、また、函面等でどのレベルぐらいまで延ばすことによって、作業がかかるのか。この調査をしてみたいという意味です。

必ずしもやる前提というよりも、その比較対象、判断材料を揃えてみたいと、こういうことで考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 私もそれなりに調査してみますと、58年度から改正事務を進めて、61年2月からスタートということですよ。

それは全村ですから、かなり抜本的な改正ということで、これなりの時間がかかったのかなというふうに思うのですが、今回については、そういう実績のもとで、村の一部というのかな。そんなことを実施することです。

手間暇はかかると思うのですけども、莫大な経費だとか時間的にもそんなにかからないのでできるのかなというふうに思っております。

それで、基本的には複雑な字名地番改正をするために、いろんな形でスタートを切ったわけですから。

この関係については、先ほども言ったように、全体の中の1割弱というか、1割程度がそういう状況になっているということですから、事業の継続性というのですか。行政の継続性という観点からいけば、流れとしてはやはり、当然住民の中には面倒だとか何もやることないのではないのかとか、やるべきでないのかという意見が、私はさまざまな意見が出てくると思うのですけども、そういう観点からいくと、きちっとやっぱり当初の目的達成のために、当然26年経過したわけですから、そういう形になっているものを、補完的にやっぱり整備していくというのが当然行政の役割でないのかなというふうに思っています。

それぞれやることについての意義というのかな。あえて言う必要はないのですが、聞くところによりますと、外部から訪問来た人が、何条何丁目って来たけども、何線何番地ってどこの遠いところにあるのだらうという。いる人は当然わかるのですけども、そんなことがあって、非常に探すのに苦労しているだとか、身近では、宅急便当たりがどこなのだろうかなんていうことでの現実もあるようです。

そんな意味で、そうかなり構えることなく、今言ったようなことから、率先して来年からでもそのことが調査してからですから、1年遅れになるのかもしれないけれども、そういった行政あるいは事業の継続性からいって、行政として実施をしていくということの考え方に立って、ここに答弁がありますように、いろんな意見を聞きながら調査をして実施をしたいということですから、ぜひそういう観点に立ってやってもらいたいなというふうに私は思いますが、再度答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ご意見としてわからないという意味ではありませんし、先ほどと答弁何ら変わりません。

やはりどこかで判断すべきこと。推測で安いだらうと。私も安くなるだらうと思っています。

ただ、先ほど言いましたように、手続きされる方もいますので、また違う意見も場合によってはあるという想定もしているものですから。

行政が、継続性とおっしゃいますけど、そのことをずっとやっていくのだとかということを経承したとかそういうこともありませんので、この場面に来てどう考えるかだというふうに私は受け止めているものですから、そこで意見いただいて、やはり圧倒的にそういう意見が多いのであるし、これくらいならやるべきでないかという合意が形成できればやりますし。

そこまでやらなくていいのでないだらうかということであれば、また違う判断もあるかなというふうに、私としてどっちだということは今申し上げられない状況です。

変わりません。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 村長の現状の気持ちについてはわかるのですが、先ほども申し上げましたけども、住民の十人十色というのですか。今言ったような、村長の意見もある人もいますし、即座に改正すべきだという人もいろいろいると思うのですが、率直に感じるころは、先ほども言いました通り、隣が何条何丁目という形のラインがありますよね。隣の市街地。

ここについては、突如基線何百何十番地と。

そちらにいくと、西1線何百何十番地ということで、同じ市街にいながら、突如変わるわけですから、私はどうも見づらいというのか、事業の継続性の観点からいって、そして、かなり26年も経過して、もうそろそろそういう補完的なことをきちっとやっぱりやっていく必要があるというふうに思いますので、ぜひ、住民の意見も聞くことは結構ですけども、そういう観点で捉えて、その住所表示の改正について取り進めていってほしいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 意見として聞いておきたいなと思います。

そのほか、質問ありましたら出してください。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 特に意見もないようですから、村長の気持ちもわかるのですが、私の考え方としてはそのような考え方持っていますし、住民の中の意見としてもそういう考え方を持っている人もかなり多いのではないかというふうに思っていますので、ぜひ、お願いをしたいものだというふうに思います。

それでは、次に、2点目の障がい者の雇用についてであります。

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務がありますが、この法定雇用率は平成25年4月1日から民間企業が1.8%から2.0%に、地方公共団体も2.1%から2.3%にそれぞれ0.2%引き上げられました。

そこで伺いますが、村職員の障がい者雇用状況の実態について伺います。

また、社会福祉法人ポロシリ福祉会には、障がい支援施設として、就労移行支援事業があります。

この事業は、一般就労への移行に向けて、事業所における作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援を行うことではありますが、現在6名が平成25年12月までの就職を目指して訓練されておられますが、村職員としての雇用、また、村内事業所に対して中札内のぞみ園としても当然雇用活動するわけですが、村としても安定的な通年雇用に向けた職場開拓の支援などを積極的に行う必要があると思いますが、村長の見解を伺います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 障がい者の雇用についてであります。村職員の障がい者の雇用は現在一人であります。法定雇用率が2.3%に引き上げられたとしても、職員数79人の場合の法定雇用障がい者数一人を達成しております。

現在、ポロシリ福祉会から6人、一般の方1人が月4回程度保健センターで就労訓練を行っております。

ポロシリ福祉会からの6人は、障がい者福祉サービスの就労移行支援を活用して訓練を行っていますが、給付費として受けられるのは、2年間、延長して3年が限度となっております。

この間に就労できない場合、事業所として報酬の見直しがされることから、他の障がいサービスに移行することになります。

このことから、ポロシリ福祉会では就労先を確保するため、今後、企業訪問を行う予定でおります。

障がい者支援施設利用者を村職員として採用することについてですが、雇用の拡大のほか、ワークシェアリングが可能か、住民サービスの向上につなげるという観点をもちつつ障がいを持った方の適性に合う仕事を創出できるかどうか、あるいは、村の仕事のことをめざした就労移行支援ができるのかどうかなど、ポロシリ福祉会とも相談し、連携して事業を推進する必要があると考えています。

村としては、今後、社会的自立に向けて就労の場を提供していきたいと考えておりますし、障がいを持つ方が一人でも多く一般就労できるよう、支援が必要であると考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） まず、職員数79人の場合で一人を達成しておりますということなのですが、この79人の内訳なのですが、いわゆる常用労働者数という言い方になるわけですが、この79人の内訳として、村長部局の職員、あるいはまた、臨時職員、嘱託職員、村長部局以外の職員ということで、多々に渡っているというふうに思うのですが、この内訳について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 79人につきましては、特別職、それから一般職の正職員、定

数外臨時職員、以上合わせて79人で、部局ごとについては特に問われておりませんので、村、教育委員会、あるいは議会、農業委員会も含むすべての部局の合計人数が分母となります。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ちょっとわからなかったのですが、村長部局職員も全部入った数字ということですか。

それ以外の定数外職員、嘱託職員等々、また、短時間はいないと思うのですが、そこら辺についてはどうカウントされて、労働局の方にどういうふうな内容で分母の数字報告されているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） いわゆる嘱託職員については分母に入っておりませんので。

この障がい者雇用率の算定外ということでございます。

算定になっておりますのは、全ての部局の特別職、それから、定数外臨時職員を含む職員の数の合計になっています。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 内訳についてはわかりました。

そうしますと、79人に、現在は2.0%ですけども、来年の4月から2.3%という法定雇用率を掛けますと、1,817人というこういう数字になるかと思うのです。

これについては、小数点以下については、計算上は切り捨てをするということですから、一人を達成しておりますという、これはクリアしているよという答弁書の中身になっているかというふうに思います。

それで、後の答弁書のあれともかかわるのですが、数字的に1,817人ということで、数字上では一人達成しておりますということなのですけども、当然、うちについては福祉の村というのですか。を挙げながら、うちの村の職場を基本として、各事業所等々に協力を求めていかなければ、なかなかできないこの障がい者の雇用だというふうに思うのですが、今1人のそういった方を入れて達成をしているということなのですが、ぜひ、そこら辺については、1.8だから一人でいいということじゃなくて、いわゆる考え方としては、一人以上ということで、計算してもそういうことですから、ぜひ、これからいくと一人なり二人になるのかちょっとわからないのですが、今の1人でクリアしているからいいよということじゃなくて、もっと積極的にそういう障がい者について、村の仕事も当然いろんな仕事があるわけですから、その仕事の中で希望に沿うような形で僕は採用すべきでないかと思うのです。

ここで言っているのは、通年ということですから、私が言っているのは村職員ということで、アルバイトが必要だよということじゃなくて、そういう職員のことを言っているのですが、ぜひ、そんな格好で、まず、一人なり二人なりの職員を、村職員として採用していくと。

まずその辺のことを私は思っているのですが、その辺の考え方というか、その辺について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 数字なので、1がいいのか2がいいのか、その全体的な福祉の村が雇用すれば、それで済むのかというこういう問題と、全体で考える答弁も後ほど全体していただきますけども、今どうだと言われて、答え出ることではないというふうに思っています。

全体としては、雇用の問題では、それこそ行革含めて、片方ではぎりぎりやりながら、その部門だけ、では本当に職場としてあるのかという点検もしていませんし、どういった障がいを持たれている方に入ってもらえるのかによっても、その職場のまた環境も、これ、今、のぞみ園、みのり園は知的ですけども、全体の障害の雇用は身体もありますし、いろんなケースがあると思いますので、その辺は十分考えて行動しなければいけないというふうに思って、ご意見がわからないという意味ではなくて、そういうことをちょっと整理したことがないものですから、今一人さらにどうだということにはお答えになりませんが、そんなふうにして、確かに施設を持っている村として考えるべき全体的な問題としては踏み込むことはたくさんあると思いますが、今、こと村の雇用1人増員どうだということに対しては、ちょっとお答え、即答できかねるということをお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 村職員の雇用の関係については、後からも関連あると思いますので、またそのときにもお話をさせていただきたいというふうに思いますが、2点目の月4回程度、保健センターで就労訓練を行っておりますという、こういうことなのですが、この訓練の内容ですね。これについてちょっと教えていただけませんか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） ポロシリ福祉会さんで、就労移行支援事業を展開しているということで、その事業のサポートということで、6人の方に対しまして、月4回程度、保健センターの方に来ていただいて、夏場でしたら塗装の工事だとか、それから、除草作業だとか。それから、清掃作業だとか。

時には広報の折込みの事務だとか。

リサイクルセンターでの作業だとかという、そういうことをやっております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） わかりました。

では、次、答弁書をちょっと見てみますと、村として今後、社会的自立に向けて就労の場を提供していきたいと。

さらに一般就労できるよう支援が必要であると考えておりますということが答弁されているわけですが、具体的に何を提供するのか。どのような支援を考えておられるのか、具体的に教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 今、ポロシリ福祉会さんの方での就労移行支援事業、さらには就労継続支援B型事業などを行っている方がいらっしゃいますので、その方たちに対してまして、現在のような状況、訓練の場を提供して、社会に出ていければという形で考えておりますし、ちょっと程度の重いB型の方に関しては、桜六花公園などの整備活動に従事していただいて、訓練をしていただければという形をとっていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 今ちょっと話が出ましたが、のぞみ園の障がい者支援施設ということで、生活介護事業に40人、就労継続支援B型事業ということで10人、さらには就労移行支援事業ということで6人の方がそれぞれ在席されておるのですが、聞くところによりますと、就労移行支援事業ということで、定員が6人ということなのですが、状態

を聞きますと、全員が非常に優秀で就職できる状況にあるというふうなことですから、ぜひ、そういう人の希望に沿えるような形で私は考えていくべきだと思うのです。

それで、当然、福祉施設であるのぞみ園として、それらの人が就職できるようにということで努力することはこれは当然ですし、施設としてもそういう具合に理解しているようなのですが、なかなか施設自体では、クリアできればいいのですけども、それとして村とやっぱり並行して、村としても表に出る中で、ぜひやっぱりそれらを回転をよくするために、そういう支援体制というのですか。ともにそういう職場開拓というか、そういう形に私は向けていくべきでないのかなというふうに思うのです。

それで、村内を見ますと、かなり小さい事業所についてはどうなのかなというふうに思うのですが、村の実態を見ますと、結構大きい会社ですか。具体的には申し上げませんが、四つ五つあるわけですね。企業誘致というか、しながらですね。

ということについては、やっぱり先ほども言ったように、のぞみ園だけが展開しても僕は難しいだろうと。

そこでやっぱり村としても、全面的なバックアップしながら、ともどもそういったところに働きかけて、ぜひ、福祉の村づくりという、やっている村だということの基本的な考え方に立っていただいて、会社も努力してもらおうというか。

そのことで、一つの形ができるのだろうというふうに思うのです。

というふうにちょっと考えるのですが、そこら辺の考え方はいかなものなのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 当然そのような形で、企業訪問や企業努力や何かを、今後、のぞみ園さん、ポロシリ福祉会はやっていかれるのかなと思っております。

ただ、現実的に、それは相手さん方がいらっしゃることですので、いくら私どもの方から言ったにしても、現実的な対応が難しいという事実もまたあるのも事実だと思います。

ただ、その場合に関して、障がい者の方たちはどうなるのかといいますと、例えば今、有期の2年とされる就労移行支援事業で2年経ちましたと。その場合に、次の就労継続支援Bの方に移れるわけですから、就労さん方にとっては何ら施設にずっと、そういう活動を続けられることができ、常に訓練をして、また、その訓練の成果がもし上がれば就労できるというそういう活動になると思いますので、当面はやはり、第一次的な責任のある事業所さんの方で就業活動、訪問活動、これを積極的に展開していただきたいなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 私は、そこら辺が問題だというふうに思うのです。

村も福祉の村づくりということで、多額の費用というか、経過しているわけですね。

30年前に養護学校誘致をして、今年も30周年記念事業をしましたが、先代というか、そういう形でずっと来て、福祉施設いろいろ建てて、お金なり出してきているわけですよ。

もう単なる、そうしていればいいのだということじゃなくて、今、職場開拓、そういう形で訓練なされてきた人たちが、どう地域に溶け込んでどう行くかといったときに、いわゆるポロシリ福祉会ではなかなか、当然ですよ、これやるのは。

だからそこで村として上から目線でなくて、福祉施設と同じレベルで、やはり先ほど言った四つ五つなりの企業ですよ。それを理解活動。簡単には僕は難しいと思います。

だから、そこら辺については村長筆頭に、ぜひ、こういうことなのでということで、そ

して、6人の方については、先ほど申し上げた通り、就職できる状態で、今、日常訓練しているのですが、聞くところによると非常に優秀で、いわゆる2年後ですか。来年の12月ですか。までを目指してということで、これ頑張っているわけですよ。

そういう気持ちの問題というのですか。そこら辺についてはどういうふうに捉えて、いわゆるスタッフについては、いやいやそうしているし、できなかつたらB型へ戻ればいいのかということ、施設にその6人についてはB型に戻りたくないのですよ。

やはり訓練して、自分たちは一般の技能や何か身につけているから、ぜひどこかの事業所へ行って、合う仕事でやりたいと、こういう考え方を持った人たちいるのですね。

それが、施設の方でやって、職場開拓ができなかつたらBもあるのだからBに戻ればいいでしょ。こんなことで本当に福祉の村づくりができるのでしょうか。

そこら辺の考え方、もう一度お願いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 24年に新体系にポロシリ福祉会さんが移行してから、今まで施設の中で面倒見ていたものが、そういう日中的にはそういう訓練活動をしなけければいけないという形になりました。

そういうことで、日中の訓練活動については、私ども村の方としても積極的に援助して、これまでずっと継続して事業展開をして、ポロシリ福祉会さんの事業をサポートしてきてございます。

一方、企業訪問も、その24年4月1日から、ポロシリ福祉会さん自体もやらなければいけないことだったのでした。企業開拓を。

そのことをまずポロシリ福祉会さんにきっちりやっていただいて、その上での話になるのでないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） どうも上から目線というのかな。

これ、ポロシリ福祉会の事業ですから、当然努力することが、先ほどから言うように、当たり前なのですが、なかなかポロシリ福祉会として、全部クリアできればいいですよ。

できないから、行政が上から目線でなくて、本当にポロシリ福祉会と一心同体となったやっぱりそういう努力を重ねなければ、そういう形というのは僕はできあがらないのだと思うのです。

ですから、それと、臨時的な仕事を私は言っているわけではないのだね。

いわゆる通年雇用ですから。

何カ月か、半年行けば終わったということでなくて、一定程度雇用契約を結んだ形でのこの移行支援事業なのですね。

だから、そういう形にしないと、先ほど言った6人の人たちが、来年の12月になっても、技術的にはクリアしているのだけでも、働くところがないから、そのままいなければならない。

そしてまた、どうしようもないから、継続支援の方のB型に移るという格好になってしまうのですよ。

その6人以外にも、ほかのこの移行支援に移ってこれるといふかな、したいという希望の人というのか、ほかに4人だから10人いるということで、定員よりさらに待っている人たちがいるようなのです。

だから、その6人についてはきちっとやっぱり、職場開拓というのですか。そういうも

のをやっぱり、村のスタッフとしてきちっと理解をする中で、基本的なものを、その施設と同じ気持ちにならなかつたらこのことについては、僕は解決しないのだろうと思うのです。

だから、そこら辺の意気込みを聞きたいのですよ。

お願いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず、障がい者の方たちというのは、のぞみ園さんのような、ポロシリ福祉会さんのところにある施設に入られている障がい者の方たち。

それと、中札内村の村民の方で、いろんなほかのところの施設に入られている中札内の障がいを持っている方たち、いろんな方たちがいらっしゃいます。

ポロシリ福祉会さんの場合には、村外の方が多く、6人と言われても、そのほとんど5人の方が村外の方になります。

ですので、本来、その方たちの面倒を見なければいけないのは、第1次的には、来ている町村、まずは第1次は事業所になります。

第2は、もともとの援護町村というのがございますので、そのところでまずしっかり面倒見ていただかなければいけません。

そしてただ、3番目に、私は地元にあるところの中札内村ですから、中札内村も見なければいけないという、そういう責任の所在のところの分担がかなりあると思います。

そういうところで、まず第1番目に頑張りたいのは、企業訪問や何かを、これまで活動されてこなかったのですから、これからきっかり活動してくださいと。

それで、次、その段階でもし足りない点があったら、村としてもきちんとご協力いたしますよと。そういう形でやっていこうと思っておりますし、援護町村の方たちも、きちっとその施設に預ければなしではなくて、預けた町村としても責任はあるでしょうという形で、その町村にもきちんと面倒を見ていただくと。

そういうことの手順をきちっと踏まえてやるべきものでないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） その点については理解できますよ。

だとしたら、中札内がほかの町村というか、ほかの施設行っている人がいるのだろうと思うのですけども、その辺はどういう具合に努力されるのですか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 現実に、私どもの方で、就労支援事業で給付費を支払って、町村で払っている方はいらっしゃいます。

その方たちに対しまして、できるだけその方との希望に沿うような職業が選ばれるようにバックアップをさせていただいて、現実的に就労の方に今結びついているという事例もございます。

ただ、たまたまそこがうまくいっただけの話であって、そういうような、個別的な、村としての直接責任を負うべきところについては、そのような形で応援させていただいているところです。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） そこら辺の詳しくまで私も押さえていませんから、村内が何人で村外何人と。そこまで押さえていませんけども、今の言う形については、うちだけが全部背負うということではなくて、援護町村というのですか。そこも当然だというふうに思うの

ですけれども、先ほどからちょっと聞いていると、何回も言葉に出したくないけど出るので
すけれども、上から目線というのかな。

のぞみ園だけでは無理だから、村としても積極的にかかわって、そういう企業訪問しな
がら職場開拓をしていくという気持ちで、なかなか僕の胸に響いてこないのですが。

さっきから言うようなことでのそんなことで、当然ポロシリ福祉会というか、のぞみ園
もやるのが当然なのだけでも、ぜひ、そういう観点に立って、職場探しというか、村も
一緒にやってほしいなというふうに思うのですが、端的に言っているのですけれども、どう
なのでしょう。

これ、できないと言えできないので仕方がないのだけど、なるほどわかると。のぞみ
園だけでは無理なので、私どもも積極的にやっていくということになれば、そういう意欲
で私どもちょっとわかるのですけれども。

端的に答えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今、やりとりがこの福祉政策の根幹に係る実はやりとりをしてい
るのですね。

理想を国がやって出て、一般のところに入って一緒にということは、当然ケースとして
はあるのです。

課長も最後のところで答弁させてもらったのですけど、実は私もこの制度を発足する2
0年以前から、それぞれ要望、道に挙げる要望だとか、政党に挙げる要望の中で、この問
題は必ず出るぞということで、実は提起させてもらっているのです。

というのは、その以前の制度は、それぞれの市町村が道に申請して、その方がのぞみ園、
みのり園に、措置という時代は入ってきたのですね。

これが制度変わって、今出るときに、実は課長にも、私この質問いただいたときに、
は、うちから出た人が1件でもそれぞれの町村に帰って、そういうことで結び付けるなり
訓練やっているのかと言ったら、ゼロだそうです。

うちはたまたま、そういうふうによく結びついて、さっき、ほかのところへ行ってお
られる方がやったのですけど、実に反応がなかったのです。この要望をして。

道の反応は、出て入るところの施設に一部補助金を出しますとか、間に立って、モデル
事業をやって、それをあれして何いながら何とかですということ、見えたことは1回も
ないのですよ。

ここが理想、障がい者のこの理想の法律だということで、選択ができる。あるいは、そ
ういった形で就労をしてという理想の中の狭間で、今、正論でおっしゃられることは重々
わかって、苦勞しているところのスポットで、では現実にこの雇用状態で、ましてやうち
の規模で、今、それは何件か当たるところあるかもしれませんが、では次、解決できる
のかというこの辺が、何と言うか、谷間みたいな話をちょっとされているので、ちょっと
そのことの答弁、短くということだったのですけど、させてもらいました。私の思いとし
て同じことやってきているということと、ではうちの実態どうかということ、課長から
つぶさに、実は訓練あるいは仕事を出すことには最大限努力してきたつもりしているもの
ですから、では本当のこの制度に乗っかることの努力どれぐらいしているのかということ
は非常に私自身も不満を持っています。

最後は、今言われたように、何か村がみたいな臭いがあまりにもして、やることはやっ
てもらってから、という先ほどの答弁、私も感じるものですから。

今、村がそれを超えていったら、また本来事業所としてやるべきこと。あるいは、先ほど言った町村に投げかけることを、まず本人の希望なのですから。来られた本人の希望から出発していることですから。

それをぶつけてもらわないことには、ここで出て行ったら、やるべきところ、ほかのところどうい接触持っているか私もわかりませんからあれですけども、そこから始まるのでないかということが、この制度の、では解決あるのかということとは別に、そのこの整理を一度かけるべきということで報告受けて思っているものですから。

今、ではうちの企業にと、そういうケースになってきたときには出番あるかもしれません。

だけど、今それを先にやって、そのことがやりましたということだけでは、この問題解決しないというふうに、ちょっと思っているところがあるものですから。

本題とちょっとずれるかもしれませんが、そういうことでちょっとお話させていただきました。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） この種の問題というのは、端的にその年だけクリアすればいいということではないのですけども、これ限りないことですから、今村長言うようなことが当然そうだと思うのですけども、当面というのですか、現状を見て、そのことが2年3年経っている段階で、いろんな難しい問題がまだ出てくるのだと思うのだけでも、私の気持ちとしては、現状はそういういる中ですから、一步でもやっぱり二歩でもまずやっぱり行動していくというのかな。ことをしていくべきだと思いますし、あまり行動しない状態で、こういうことだから、限りないことだから、これはそこに入っていけないのだということと言われてしまうと、物ごとは進まないというか、私の気持ちとしては、一步でも二歩でもやっぱり進んで、課題あるものについては、その時点時点でクリアしながら、その福祉の村づくりの充実のためにやっていくべきだと、こういう観点に立っているのです。

ですから、村長とちょっと考え方違うと思うのですけど、ぜひ、そんな形で臨んでもらいたいというふうに私は思っています。

それで、さっき言っていました村の雇用、職員への雇用の関係なのですが、本当に消極的だと思うのです。

道労働局の基準からいくと1.817人かな。ということだから切り捨てるから一人でもいいのだよと。それは法定の中に入っているからいいのですけども。

今までの中札内村の福祉の村の経過を考えると、当然、数字的にクリアできるからいいということではなくて、当然、例えば、1.8人であれば、もう一人入れる中で、それについてはいろんな職場があるわけですから、ぜひ、積極的に受入をしていこうという考え方が僕は正論でないかと思ひますし、これ実際村の職員ということになると、いろんな面みんな大変だと思うのです。

みんなが協力してやっていかないと、なかなかできないと思うのですが、そういう形にしないとだめだからということで、国の方もそういう各企業への義務付けというのですか。法律化して、そういう法定率というのを定めているわけですから。

僕は1.817人というやつは、当然二人、ですからもう一人を内部調整して、即刻やっぱり採用する中で、うちもそういう形で積極的に取組んでいるから、村内の事業所、企業についてもぜひ理解して、お願いしたいということで、これから限りないことですけども、そういう前進をしてもらいたいものだなという気持ちを持っているのですが、そこら

辺、答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 先ほどから言っていますように、全体のバランス、この採用、その部門だけ。あるとおっしゃっているのですが、私は今思い浮かばないものですから。

先ほど言ったように、どういう方を採るかによって変わりますので、ケースバイケース、判断すべきときはあると思います。意見が違うという意味でなくて。

今、何か即答みたいな形でご質問いただいていますから、そのことについては、今しばらく、そういうケース迎えたときに、無条件でただあれということには、私はならないというふうに、先ほど答弁させていただきましたので、それからちょっと変わっておりますので。

ないという意味ではないというふうにだけ捉えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 即刻この場所で採用するとかということとは言えないというふうに思うのですが、先ほど来、私も主張しているようなことのように、そういう観点に立った形で、積極的にまず中札内村として、雇用について考えていただきたいですし、あとは職場の開拓、就労の場の提供というのですか。それについては今後、ぜひ、のぞみ園と連携する中で、就職希望者の期待に応えることが僕は大切だなというふうに思っていますので、細かいことについては私はわからないのですが、ぜひ、そういう観点に立って考えることが、うちの福祉の村づくりの充実と。過去30年前から誘致して、かなり完備されてきているわけですから、あとはそういったソフト面の充実ということで、ぜひ、村長筆頭に、あとは村内の事業所、住民にも理解を得る中で、そういう充実に向けて頑張ってくださいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 同じ意見ですので、答弁はしないということで進めさせていただきます。

一般質問、終わりでいいですか。

これで4人の方の一般質問を終了させていただきます。

次へ進めさせていただきます。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（高橋和雄君） 追加日程第6、委員会の閉会中の継続審査について、議題にいたします。

総務常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布をしました申出書の通り、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りをいたします。

総務常任委員長からの申出の通り、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

総務常任委員長からの申出の通り、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

それでは、これで本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じたいと思います。
平成24年12月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時57分